

高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃業務仕様書

件 名 高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃業務

委託期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
(年末年始 12/29～1/3 を除く)

内 容 以下第 1 章～第 4 章のとおり

第 1 章 一般事項

- | | |
|----------------|--|
| 1. 適用 | 本編は、高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃業務に適用する。 |
| 2. 用語の定義 | 本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
(1)「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。 |
| 3. 清掃業務の範囲 | (a) 清掃の対象となる部分は、本仕様書内第 3 章に記す箇所及び別紙位置図による。
(b) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
(1) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
(2) 執行中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合
(c) 天井高さ 3.5m を越える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。 |
| 4. 臨時の措置 | 臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し、指示を受ける。 |
| 5. 清掃業務の報告及び確認 | (a) 清掃業務終了後に、「高知市東部総合運動場スポーツ施設及び屋外便所清掃報告書」をもって、施設管理担当者へ報告する。
(b) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
(c) 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。 |
| 6. 使用資機材の報告 | 清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。 |

7. 資機材等の保管	清掃に使用する資機材等は、施設管理担当者より指示された場所に、整理して保管する。
8. 注意事項	使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
9. 従事者の要件	委託期間を通じて従事する者のうち、60歳以上のものの割合がおおむね3分の2以上又は55歳以上のものの割合がおおむね4分の3以上であること。

第2章 清掃面積

(1) 屋外便所

体育センター前便所	46.08 m ²
グラウンド管理事務所南側便所	16.20 m ²
西公園便所	14.66 m ²
南テニスコート北側便所	98.00 m ²
南テニスコート南側便所	98.00 m ²
屋外便所合計	272.94 m ²

(2) スポーツ施設

体育センター	143 m ²
テニスコートクラブハウス更衣室	41 m ²
北管理事務所	104 m ²
スポーツ施設合計	288 m ²

第3章 便所の清掃

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 除塵		
・自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵		隅は自在ぼうき, 広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き, 集めたごみは所定の場所に搬出する。
・真空掃除機を併用する除塵		隅は真空掃除機で, 広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き, 集めたごみは所定の場所まで搬出する。
b. 全面水拭き		
		床全面をモップで水拭きをする。
2. 床以外の清掃		
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し, 容器の外表面で汚れた部分は, タオルで水拭き及び乾拭きをする。
b. 扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は, 水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
c. 洗面台及び水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布し, 洗浄のうえ, タオルで拭く。
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。
e. 衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し, 拭く。
f. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し, 容器の外表面で汚れた部分は, タオルで水拭き及び乾拭きをする。
g. ペーパー	補充	トイレットペーパーの補充をする。

清掃回数

(1) 日常清掃

年末年始(12/29~1/3)を除いた週3回(年間153回)

(2) プロ野球キャンプ時清掃

秋季キャンプ(20日) + 春季キャンプ(10日)

秋季キャンプ12回, 春季キャンプ8回, 合計20回を日常清掃に追加

清掃場所は, 体育センター前便所, 北管理事務所南側便所, 西公園便所

第4章 スポーツ施設の清掃

清掃内容	作業内容	回数	施設名			備考
			体育センター	クラブハウス更衣室	北管理事務所	
日常清掃	①床の掃き拭き ②靴箱の拭き掃除 ③ガラス拭き ④更衣棚の清掃 ⑤便所の清掃 ・床の洗浄 ・便器洗浄 ・鏡拭き ・消耗品の補充 ・汚物処理	毎日	○玄関 ○ホール ○通路 ○男子更衣室 ○女子更衣室 ○男子便所 ○女子便所 ○身障者便所 ○器具庫 ○事務室			※土日祝日・年末年始を除く毎日 年間清掃回数 244回
	⑥掃き掃除	月1回			○ホール ○本部席(北) ○会議室(南) ○男子トイレ ○女子トイレ	※月1回×12ヶ月=12回 ※プロ野球キャンプ時清掃 秋季キャンプ(20回)+春季キャンプ(10回) 年間清掃回数 42回
	①床の清掃 ②更衣棚の清掃 ③シャワーユニットの清掃 ④洗面台の清掃 ⑤スノコの清掃	週3回		○男子更衣室 ○男子シャワー室 ○女子更衣室 ○女子シャワー室		※年末年始を除いた週3回 年間清掃回数 153回

定期清掃	①ワックス掛け	月1回	<input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 通路 <input type="checkbox"/> 器具庫 <input type="checkbox"/> 男子更衣室 <input type="checkbox"/> 女子更衣室 <input type="checkbox"/> 男子便所 <input type="checkbox"/> 女子便所 <input type="checkbox"/> 身障者便所 <input type="checkbox"/> 事務室			※月1回×12ヶ月=12回 年間清掃回数 12回
		年2回			<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 本部席(北) <input type="checkbox"/> 会議室(南) <input type="checkbox"/> 男子便所 <input type="checkbox"/> 女子便所	※1回目プロ野球秋季キャンプ後 2回目プロ野球春季キャンプ後 年間清掃回数 2回

※館内の美化に努めるとともに建物、設備などの棄損を発見した場合は、施設職員に連絡すること。

※高知市庁舎管理規則に従うこと。

※作業員の名簿を提出すること。

※作業員の制服を統一すること。

※清掃作業完了報告書を提出すること。